

令和3年度 所定疾患施設療養費の算定状況

令和3年度 算定状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

病名	件数	日数
肺炎	0	0
尿路感染症	65	323
带状疱疹	3	25
蜂窩織炎	12	66

検査・投薬・点滴の実施状況		
検査	胸部 X-P・CT 血液検査・尿検査	65回
投薬	レボフロキサシン セフカペンピボキシル ミノサイクリン ダイフェン アラセナA軟膏 フェナゾール軟膏	332日
点滴	スルバシリン セフトリアキソン	188回

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日又は10日を限度とし、月1回に限り算定するものである。1月に連続しない1日を7回又は10回算定することはみとめられないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - ・イ 肺炎
 - ・ロ 尿路感染症
 - ・ハ 带状疱疹
 - ・ニ 蜂窩織炎
4. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。